

## 公益社団法人取手市シルバー人材センター令和6年度事業計画

[令和6年4月1日～令和7年3月31日]

### < 基本方針 >

令和6年1月1日現在、我が国の総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者人口（概算値）は3,620万人となり、総人口に占める割合は29.2%、75歳以上は2,020万人で16.3%と超高齢社会が進展しております。

我が取手市におきましては、総人口106,008人に占める65歳以上の高齢者の割合は、すでに34.7%。中でも75歳以上は20.3%（約5人に1人）となり、国の数値を大幅に上回り、全国より早く高齢化に対する諸問題に直面している状況です。

人生100年時代を迎え、労働力人口が減少する中で、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮し活躍することができる環境の整備を図ることが重要な課題となっております。

シルバー人材センターの事業は、性別を問わず地域高齢者の多様な就業機会を確保し高齢者が生涯現役で社会参加していくために、さらには人手不足分野等において、高齢者が活躍できる環境を整えるという点から、今後、益々その果たす役割は大きいものとなります。

このような中、地域の日常に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の抑制などに貢献しているシルバー人材センターの取組は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に大きく貢献しております。

最後に、今年は、インボイス制度に加えてフリーランス新法への対応に伴う契約方法の見直し等、大きな取り組みが必要です。茨城県シルバー人材センター連合会はじめ、県南ブロックの各拠点シルバー人材センター、顧問会計士との情報交換や検討会を重ね、新たなシステムの導入により対応してまいりたいと思います。また、4つの重点課題として、「会員数の拡大」「就業率の向上」「契約金額の拡大」「事故ゼロを目指した安全管理体制の確立」を設定し、目標達成に向けた各種事業を着実に実施していくことにより、シルバー事業のさらなる発展・拡大を目指してまいります。

事業項目	令和6年度目標	令和5年度実績	一般労働者派遣事業（令和6年度目標）
会員数	600人	560人	165人（派遣事業で就業実人員）
配分金額	150,000千円	99,692千円	46,000千円（賃金）
就業延人員	30,000人	25,307人	

## 〈実施計画〉

### I 就業開拓提供事業

#### 1 請負・委任での一般受託事業

臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業を基本とし、適正就業ガイドラインに沿った安全就業の確保に努め、会員に対し公平に就業機会が得られるよう就業提供を図る。継続就業では、「継続就業に関する基準」に則り、順次就業会員の交替を行う。また、会員拡大を進めるにあたり、会員のニーズに対応し、新たな職業開拓の取り組みを実施し、幅広い層の会員の入会促進に努め、発注者・関連事業所等にも理解を求めていく。

#### 2 一般労働者派遣事業

派遣事業拡大に伴い、派遣労働者の雇用の安定等のための措置（就業期限）を設け、適正な運営の確保及び不合理な待遇差を解消し規定の整備と安全対策に努める。派遣元の責務として派遣労働者のキャリアアップを図るため教育訓練を実施する。さらに、衛生委員会の充実を図り、よりよい労働環境を目指し活動していく。

#### 3 有料職業紹介事業

雇用されての就業を希望する高齢者に対し、適正な就業機会の提供を行い、求人事業者や求職者に職業紹介事業を実施する。

#### 4 市民憲章に基づく社会活動

取手市民憲章推進協議会の趣旨に賛同し、今後も多くの会員に社会奉仕活動への参加を募り、よりよい取手市を目指す。

#### 5 SDGsへの取り組み

持続可能な社会の実現を目指し、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいと健康の保持、地域社会の活性化を図り、医療費等の抑制に貢献していく。

### II 調査研究事業

全国シルバー人材センター事業協会及び茨城県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）からの各種情報を収集し調査結果を基に、就業機会の質の確保・向上を図る。

また、業務運営の効率化を図ることから、シルバー事業のデジタル化を推進し、今後のシルバー人材センターの運営に活かしていく。

### III 相談事業

#### 1 入会説明会の開催

会員拡大を図るため、毎月1回以上の入会説明会を開催する。[毎月第2木曜日]説明会の中で、役員による体験談や事業概要説明をする機会を設けていく。

シルバー事業普及啓発促進月間（10月）には、毎週入会説明会を開催する。

#### 2 就業相談

未就業会員や、新入会員の多様な就業ニーズに応えていくため、「請負就業・労働者派遣・職業紹介」による働き方を推進し、人手不足分野の解消と女性の社会参

加を後押しするよう努める。

#### IV 研修・講習事業

##### 1 講習会の共催

連合会が主催する、高齢者活躍人材育成事業に係る講習会、派遣労働者の派遣就業に必要な技能、知識を習得できるキャリアアップ講習会等を共催し、会員が様々な分野で活用できるよう努める。

##### 2 独自の講習会や研修会

センター事業の趣旨にあった独自の講習会や研修会、安全講習など基礎知識の習得を目的に実施する。

各委員会活動においては課題に即した視察・研修等を実施し、見聞を広める機会を作り、シルバー人材センターの普及・啓発に努める。

#### V 普及啓発事業

地域住民、事業所などに対し、シルバー事業の活用、会員の加入促進を図るための普及啓発に努める。

1 シルバー事業の効果的な活動推進を図り、会報「エイジレス」年2回の発行部数を増やし公共機関にも配置する。また、「シルバー通信」を年4回発行する。

2 センターの魅力や情報を積極的に発信するため、ホームページの充実を図り、迅速な情報の発信・提供に努め、会員拡大を図る。

3 『会員による1人1仕事開拓と1人1会員入会』を推進するため、「会員のロコミ運動」を行う。〔10月の事業普及啓発促進月間他〕

4 奉仕活動に積極的に参加することで、市民にシルバー人材センターのPRをする。また、会員一人ひとりが主体的な地域社会への貢献を通して、現役世代の下支えをする。

5 賛助会員としてシルバー人材センターの目的に賛同される個人又は団体を募り、活動に支援をいただくため、入会促進を図る。

#### VI 安全・適正就業推進事業

センターが行う業務は、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」と定められており、適正就業ガイドラインを遵守し、公平な就業機会の提供と就業実態の点検・是正を実施する。

チェーンソーの使用については、のこぎりでは作業が困難な状況であって、やむを得ず使用すると判断した場合において許可するものとし、会員と事務局で現場の立ち合いを行い、請書を作成した後に作業に入ることを徹底する。草刈り作業においては、飛び石防止対策を遵守して事故防止に努める。

また、「会員の服務規律に伴う適正化措置」の見直しを行い、新たに「事故等取扱基準」を制定し、会員の安全就業と事故防止対策の徹底に取り組み、傷害・損害事故の抑制を図る。

## Ⅶ 広報誌作成事業

広報誌「エイジレス」を通し、会員及びシルバー人材センター利用者の視点に立って積極的な周知広報を図り情報発信を行う。

また、ホームページでは、会員の活躍の場や、就業募集、ボランティア活動等の内容においても広報活動を実施する。

## Ⅷ 女性会員活動推進事業

女性の活躍促進をテーマとした、全国女性シンポジウム（シルボンヌ全国大会）や連合会主催の女性会員拡大推進大会等に参加し、他センターと情報共有しながら女性会員拡大と就業機会の確保に努め、就業開拓を推進していく。

## Ⅸ その他

### 1 職種班会議の実施について

職種班会議では、仕事をする上で技術や意見の交換を行うとともに、「自主」「自立」「共働」「共助」というシルバー人材センター事業の基本理念に沿った仕事の取り組み方について、会員相互で協議検討する。

### 2 適正就業に係る会員研修の実施について

入会説明会・総会・諸会議等の機会に、安全適正就業及び健康管理等に関する会員研修を実施する。

### 3 育成事業の実施について

植木剪定の為の育成グループの活動は、今後も公共施設等を中心に幅広く研修を積み、人材を育成する。